附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後

二　総領事館

区分 ＼ 号別月額		［略］	15号	16号	［略］	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	26号	［略］
			円 452,700	円 430,700		円 386,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	円 232,700	円 210,700	
国地の別	アジア			カラチ			ベンガルール ムンバイ	コルカタ チェンナイ 重慶 瀋陽	広州 上海 青島 香港		スラバヤ 済州 釜山	メダン チェンマイ ダバオ ホーチミン	ペナン	デンパサール	
	大洋州											シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド			
	北米									アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール			
	中南米					マナウス		リオデジャネイロ レシフェ		クリチバ サンパウロ	レオン				
	欧州						ウラジオストク ハバロフスク		ユジノサハリンスク	エディンバラ サンクトペテルブルク	ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン マルセイユ	バルセロナ ストラスブール			
	中東						ジッダ				ドバイ	イスタンブール			
	アフリカ														

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

二　総領事館

区分 ＼ 号別月額		［同上］	15号	16号	［同上］	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	26号	［同上］
			円 452,700	円 430,700		円 386,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	円 232,700	円 210,700	
国地の別	アジア		カラチ				コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ	重慶 瀋陽 香港	広州 上海 青島		スラバヤ 済州 釜山	メダン チェンマイ ダバオ ホーチミン	デンパサール ペナン		
	大洋州										シドニー パース ブリスベン メルボルン	オークランド			
	北米								アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール				
	中南米						マナウス レシフェ		リオデジャネイロ	クリチバ サンパウロ	レオン				
	欧州								ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク	エディンバラ サンクトペテルブルク	ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	バルセロナ			
	中東						ジッダ			ドバイ			イスタンブール		
	アフリカ														

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。